

令和2年6月24日
大臣官房官庁営繕部計画課

令和元年度営繕工事における週休2日の取組状況を公表します

国土交通省では、週休2日に取り組む営繕工事のモニタリングを実施しています。

令和元年度は、約7割の工事で週休2日を達成しました。

受注者へのアンケート結果等を踏まえて、週休2日促進工事の運用を一部見直すとともに、発注者の対応についても必要な改善を図り、週休2日の取り組みを一層推進してまいります。

1 背景

営繕工事においては、政府の「働き方改革実行計画」に示された方針などに基づき、平成29年度から現場閉所を含む週休2日の確保に取り組むとともに、工事のモニタリングを実施して、その阻害要因の把握と改善方策の検討を進めています。平成30年度からは、新たに労務費補正等の試行を行う「週休2日促進工事」を導入して取り組みの拡大を図りつつ、継続してモニタリングを実施しています。

今般、モニタリングの一環として行った週休2日の達成要因等に関するアンケートの令和元年度の結果をとりまとめました。

2 アンケート結果の概要

○令和元年度に完成した対象工事 95 件のうち 64 件 (67.4%) で週休2日を達成しました。

○週休2日を達成できた要因の回答としては「受発注者間で円滑な協議が実施されたため」が最も多く、続いて「適正な工期設定がなされたため」が多くなっています。

○一方、週休2日を達成できなかった要因の回答

としては「執務並行改修で、施工上の制約が大きいため」が最も多くなっています。

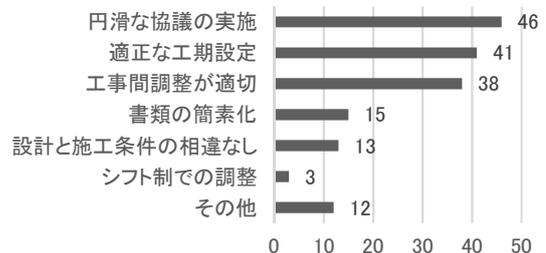
なお、天候、資材・労務の調達状況といった受発注者のどちらの責任でもない要因で週休2日を達成できなかった工事を除いた場合、達成工事の割合は76.2%となっています。

○アンケート結果等を踏まえて、週休2日促進工事の運用を一部見直すとともに、発注者の対応についても必要な改善を図り、週休2日の取り組みを一層推進してまいります。

(アンケート結果等を踏まえた主な対応)

- ・分離発注により複数の工事が実施される現場に対して、全工事一斉の現場閉所を求めないこととし、工事単位での取り組みを可能とした
- ・執務並行改修などで施工上の制約となる条件について、施設利用者等と十分に調整する
- ・施工条件が変更となった場合は、協議の上、工期の変更等の必要な対応を行う

週休2日を達成できた要因



<お問い合わせ先> 国土交通省 代表 03-5253-8111
大臣官房官庁営繕部計画課 徳尾 (内線 23223)、高橋 (内線 23226)
FAX 03-5253-1542